A Petition of the Monastery of Einsiedeln (1311): A Material of the Boundary Dispute in a mountainous Region of Central Switzerland

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47451

アインジーデルン修道院の訴状（1311年）
——スイス中央山岳地域における「境界紛争」史料——

田中　俊之

I.

本稿は、スイス中央山岳地域に位置し、盟約者団国家スイスの核をなした原初三邦の1つシュヴィーツの住民と、シュヴィーツ北東に位置し、広大な所領に世俗支配権を行使していたアインジーデルン修道院とのあいだで、長期にわたって争われた「境界紛争」に関して、1311年にアインジーデルン修道院から提出された訴状[1]を題材に、史料邦訳と内容の整理を試みるとともに、「境界紛争」を通して見えてくるものは何かを考察しようとしたものである。

「境界紛争」とは一般に、中世後期ならびに近世において、個々の渓谷共同体やゲマインデなどと修道院とのあいだで、領域の境界や用益権をめぐって争われた紛争の呼称である[2]。「境界紛争」はヨーロッパ各地に見出すことができ、必ずしもアルプス地域に限定されない。紛争の原因となりえたのは、不明確な高権（立法権、行政権、裁判権など正当支配の行使権）、不明確な所有権をともなう領域への共同用益、農耕から牧畜への切り替え、人口圧、経済活動の拡張、入植などであった。今日のスイスの領域に関して最もよく知られているのが、シュヴィーツ住民とアインジーデルン修道院とのあいだの紛争である。

このシュヴィーツ対アインジーデルンの「境界紛争」がスイス史において意味を持つのは、それが1315年のモルガルテンの戦いに至るプロセスと不可分の関係にあるからである。

1291年8月1日のいわゆる「永久同盟」における原初三邦ウーリ、シュヴィーツ、ニトヴァルデンの相互援助同盟をスイス盟約者団の起源と捉える動向は、学術的にも一般的にも広く定着しているが[3]、1315年11月15日のモルガルテンの戦い、そして同年12月9日の「モルガルテン同盟」における原初三邦ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンによる相互援助同盟は、「永久同盟」の延長上に位置する出来事として認識されているといえる。とりわけモルガルテンの戦いは、原初三邦（特にシュヴィーツ）がハプスブルク軍とはじめて戦って大勝利を収めたとされる戦いであり、その後のハプスブルク家との一連の戦闘の輝かしい緒戦として、初期盟約者団の歴史において画期的な意味を持ったであろう[4]。

モルガルテンの戦いの直接の原因は、1314年1月6日に始まるシュヴィーツ住民によるアインジーデルン修道院への侵入、器物損壊、修道士および修道院隷属民の監禁・拉致などの暴挙・襲撃であった[5]。ハプスブルク家がモルガルテンの戦いに挑んだのは、この惨事ののち、アインジーデルン修道院長ヨハンネス（1世）からの強い要請を受けてのことであり、修道院長がハプスブルク家に出動要請したのは、ハプスブルク家が1283年にアインジーデルン修道院に対する保護権（Schirmvogtei）を獲得していたからである[6]。またすでに1173年頃にハプスブルク家はシュヴィーツに対するフォークト権（Vogtrecht）を得ていたが[7]、1309年6月3日、国王ハイン

リヒ7世の名でウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンにそれぞれ帝国直属を承認する旨の特許状が発布されるや[8]、これに強く反発したとされる[9]。こうしてモルガルテンの戦いに至るプロセスに、原初三邦（特にシュヴィーツ）とハプスブルク家とのあいだの対立関係という図式があらためて浮上することになるが、これに1308年5月1日の国王アルブレヒト1世（ハプスブルク家）暗殺後の国王選挙におけるハインリヒ7世（ルクセンブルク家）対フリードリヒ（ハプスブルク家）の王位争い、さらに1313年の国王ハインリヒ7世死後の国王選挙におけるルートヴィヒ4世（ヴィッテルスバハ家）対フリードリヒ（ハプスブルク家）の王位争いを、国制史的な観点からの根拠として位置づければ、モルガルテンの戦いに至るプロセスはハプスブルク家を中心とした重層的、かつ専ら政治的な要因を抱えていたことになるだろう[10]。

しかし、スイス盟約者団形成のプロセスはハプスブルク支配への抵抗、ハプスブルク家からの解放・独立の歴史であるとする伝統的な歴史認識に基づいて[11]、ここでもハプスブルク家の動向を中心に据えた政治的要因を前面に押し出しすぎると、それ以外の要素が持つ意味を矮小化してしまう。1314年のシュヴィーツ住民によるアインジーデルン修道院襲撃を「境界紛争」の文脈で捉え直してみれば、ハプスブルク家との対立関係のみに依存しない新たな視点のもとで、1300年前後のスイス中央山岳地域を眺望することができるのではないかと考えるのである。

近年、ロジェ・サブロニエは、とりわけスイス中央山岳地域を対象に、13・14世紀における地域経済のあり方に新しい観点を持ち込むことによって、初期盟約者団の成立をめぐる議論に新風を吹き込んだ[12]。サブロニエの研究をふまえて「境界紛争」の意味を再検討してみれば、1314年のアインジーデルン修道院襲撃のより現実的な背景が浮かび上がってくる。「境界紛争」史料としての1311年の訴状は、どのような現実を語ってくれるであろうか。

次章では、サブロニエが主張する13世紀のスイス中央山岳地域で生じた経済構造の転換を中心に、13・14世紀における「境界紛争」の本質、その研究史上の意義について確認しておきたい。

Ⅱ.

最初にシュヴィーツ対アインジーデルン修道院の「境界紛争」の経緯を概観しておこう[13]。

アインジーデルン修道院の起源は9世紀に遡るとされ、947年には国王オットー1世から修道院長の自由選挙権とイムニテート特権を授与されているが[14]、シュヴィーツ住民とのあいだの「境界紛争」は12世紀になって確認できる。1018年、皇帝ハインリヒ2世は下シールタールの森林とアルプタールを修道院に寄進していたが、すでに1100年以前には、ミーテンの分水嶺の北側に位置するこの領域にシュヴィーツ住民による開墾進出が行われていたという。その後も継続するシュヴィーツ人の進出に対し、修道院長ゲロは訴えを起こし、皇帝ハインリヒ5世は1114年3月10日、947年の文書に基づいて修道院を厚遇する裁定をなした。国王コンラート3世もまた1143年の紛争に際して、1114年の境界設定を確認した。しかしシュヴィーツ住民による境界侵犯は止まず、新たな放牧地の利用、開墾進出、小屋の建設等を企てた。修道院はシュヴィーツ住民の行動に反応し、13世紀初頭、当時、修道院の保護権を持っていたラッパースヴィル家の

代官らに家畜を差し押さえさせ、小屋を焼き払わせた。だがその反動をアインジーデルンの修道士たちは 1217 年に経験することになる。チューリヒガウのラントグラーフでもあったハプスブルク家のルードルフ 2 世は、1114 年および 1143 年の裁定を覆してシュヴィーツ側に有利な裁定を下し、今日の 2 つのゲマインデ、オーベリベルクとウンテリベルク、ならびにアルプタールをシュヴィーツに帰属させたのである[15]。その結果、修道院は所領のほぼ半分を失い、その大部分をシュヴィーツ住民と共同利用することになったという[16]。

さて、13 世紀の過程で紛争は激しさを増した。シュヴィーツ住民は修道院領に侵入して新たな領域を「開拓」する一方、修道院側は再三、国王に訴え、未開墾地に関する国王の自由処分権とそれに由来する 1018 年の寄進文書の法的有効性によりどころを求めた。しかしシュヴィーツ側は植民者としての権利を慣習法に基づき主張したのである。14 世紀に入っても紛争は激化の一途をたどる。修道院長は 1309 年、コンスタンツの教会裁判でシュヴィーツのラントアンマンと助っ人たち十余人に対する破門 (Exkommunikation) を勝ち取ったが[17]、シュヴィーツ側の抵抗の結果、教皇がそれを破棄した[18]。1311 年、チューリヒの仲裁裁判官 (Obmann) 老ルードルフ・ミュルナーがあらためて「境界紛争」を仲裁しようと試みたが、そのとき修道院側から提出されたのが、本稿で検討する 1311 年の訴状であったと見てよい。ミュルナーは同年 6 月 19 日に、シュトゥンデン、アルトマットの領域における修道院の土地を修道院に返却するよう命じたが[19]、シュヴィーツ側はやはりおそらく不服従を貫いたであろう。1314 年のアインジーデルン修道院襲撃は、不服従がさらに暴発した結果と受け取れる。紛争の決着は 1350 年、ディセンティス修道院長テューリング・フォン・アッティングハウゼンによる仲裁のもとで実現した[20]。そこで詳細に取り決められた境界は大部分、今日のシュヴィーツ管区とアインジーデルンの境界をなしている。

以上の経緯をふまえ、ここで問題としたいのは、13 世紀から 14 世紀に至る過程で紛争が激化していった要因についてである。これにはスイス中央山岳地域でおそらく 13 世紀に生じたであろうある大きな経済的社会的変化が影響していると考えられる。

アルプス中央山岳地域を南北に縦断するザンクト・ゴットハルト峠ルートが開通したのは 13 世紀初め頃であったとされている[21]。アルプス以北・以南を最短距離で結ぶこのゴットハルト・ルートの開通は、南北双方からの人・モノの流れを活性化することによって、周辺の住民に大きな経済効果をもたらすとともに、外部諸勢力の干渉・介入をも招くことになったと考えられる[22]。サブロニエはそうした状況下における地域経済の変化に着目する。サブロニエによれば、中央スイス全域において、地域支配の主導権を握っていたのは修道院であった[23]。聖職者の共同体としての修道院は、教養、宗教文化の拠点であると同時に、世俗支配権を持つ土地領主として経済的・社会的勢力でもあった。スイスにおいて当時の経済活動の基盤は農耕と家畜の飼育であったが、丘陵・山岳地帯では三圃制は定着せず、四方に散在する広大な放牧地を利用して、牛、馬、驢馬、騾馬などの大型家畜、羊、山羊、豚、家禽などの小型家畜を扱う家畜経済が主流になっていったといわれている[24]。その主導的役割を担ったのが修道院であった。スイス中央山岳地域では、修道院は 13 世紀後半以降、広大な土地をそれぞれ修道院隷属民に貸与し、小作化するなどして大

農場経営を組織化していくとともに、飼育された家畜や、チーズ、バターなどの乳製品、毛皮、羊毛などを商品として輸出するなどして、地域経済活性化の中心的役割を担うに至ったのである。サブロニエは、こうした地域経済の構造が 1300 年前後の社会に与えた直接的・間接的影響を視野に入れるべきだとするのである[25]。

それをふまえて考えなければならないのは、こうした輸出商業がまずはコモ、ミラノなどアルプスより南の北イタリア諸都市、次いでチューリヒ、ルツェルンなどアルプスより北の諸都市からの需要を呼び起こし、スイス中央山岳地域の経済への活性化圧力となったということ、またその結果、スイス中央山岳地域にアルプス以南・以北の諸地域との経済的交流を促し、市場拡大をもたらすとともに、ひいてはゴットハルト・ルートを押さえようとする諸々の政治勢力をも呼び寄せることになったということであろう[26]。サブロニエの論旨に沿えば、その政治勢力とは都市だったということになる。都市の利害が地域の動向に大きくかかわっていたであろうことを、ここでは指摘しておきたい。しかしこの文脈において都市の動向を史料的に押さえることは非常に困難といわざるをえない。また 1291 年の「永久同盟」締結の経緯についても、サブロニエの論旨に従って旧来とは異なる見方で捉え直すことは可能であるが、それは別稿に譲り、ここでは措くことにする。

さて、「境界紛争」に立ち戻るなら、修道院による地域経済の転換は、近隣住民の利害をも大きく左右したであろう。新しい経済様式による修道院や修道院隷属民の富裕化、あるいは勢力を強める修道院による世俗支配権の拡大に直面し、近隣の農民たちは修道院、修道院隷属民に対し何らかのアクションを起こさざるをえなかったのではないかと考えられるのである。

スイス中央山岳地域における「境界紛争」は、シュヴィーツ住民とアインジーデルン修道院とのあいだの事例にとどまらない。例えば、シュヴィーツの南側、ザンクト・ゴットハルト峠の北側に位置するウーリの住民と、ウーリの西方、シュレネン峠（2291m）を越えて現在のオプヴァルデンのなかに位置するエンゲルベルク修道院とのあいだにも深刻な紛争が頻発していた。先行研究によれば、ウーリ対エンゲルベルク修道院の「境界紛争」は、修道院領に帰属するシュレネン峠一帯へのウーリ住民による開墾進出が原因とされる[27]。この紛争にたびたび仲裁裁定が下されたことは、1275 年、1282－89 年の史料から確認できるが[28]、いずれも不首尾に終わったようである。エンゲルベルク側はウーリ住民にシュレネン峠一帯の継続的な利用を禁止するなどの対抗措置を取ったが、その結果、事態はさらに悪化し、1308 年、09 年にはウーリ住民の暴力行為は頂点に達したとされる[29]。1309 年 6 月 25 日の仲裁文書からは、修道院側が訴えたウーリ住民の暴挙の内容を確認することができる[30]。簡約すれば、農民が旗を掲げ、大挙して武装集結し、下シュレネン全域の納屋、家畜小屋へ放火したこと、修道院、修道院隷属民、封臣それぞれが所有する家畜を強奪し、殺戮し、また峠越えを妨害した、などである[31]。サブロニエの見解をふまえるなら、こうした「境界紛争」は単なる境界・用益権をめぐる争いにとどまらず、じつはエンゲルベルク修道院が主導したであろう地域経済の転換に対し、ウーリ住民が暴力的な反発によって応えたものだと考えることができよう。

シュヴィーツ住民とアインジーデルン修道院とのあいだの「境界紛争」もまた、同様の状況を

推測させる。1311 年の訴状を通じて、どのような具体的イメージを抱くことができるであろうか。次章では、1311 年の訴状の内容を検討し、紛争の特徴を整理しておきたい。

Ⅲ.

1311 年の訴状は全 46 ヶ条からなり[32]、その豊富な内容から、「境界紛争」の実態を知るうえできわめて有益である。訴えの広範な内容からは、「境界紛争」においてアインジーデルン修道院が被ってきた個々の被害の詳細がわかるとともに、修道院に被害をもたらしたシュヴィーツ住民の行動の態様も把握することができる。

46 ヶ条全体を俯瞰してまずいえることは、一部に例外は見られるものの、ほぼすべての条文が同じ形式の文言で始まり、同じ形式の文言で終わっていることである。冒頭、末尾それぞれにおいて、表現のしかたや使われている単語、その入れ替え、省略、順番などにいくつかのヴァリエーションはあるが、定式化された表現が使われているといえる。すなわち、冒頭部は、「わが主人たちアインジーデルン修道院の修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4 人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。」であり、末尾は、「そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきか、わが主人たちは法的手続きを取った。」、もしくは「そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、不法、襲撃を処理し、（事態を）改善し、償うべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。」である。「(4 人の）仲裁者ならびに（1 人の）仲裁裁判官」とは、チューリヒの都市裁判所を指していると考えられる。1309 年以降にも都市チューリヒはまったく私欲がないとはいえない紛争の仲裁の試みに着手した、とケスラーが述べているように[33]、チューリヒは何らかの利害を念頭に仲裁裁判所としての機能を果たし、アインジーデルン修道院による告訴に基づいて、その内容を定式化した文言で整序していったと見てよいだろう。

各条文の冒頭と末尾のあいだに挟まれた部分が個別の訴えの内容ということになる。第 1 条には、「コンスタンツに訴え出た」くだりが示されているように、今回のチューリヒ都市裁判所への訴えに至る直近の経緯が記されていると見てよかろう。アインジーデルン修道院とシュヴィーツ住民とのあいだの「境界紛争」が 14 世紀に入ってますます激化したことを受けて、すでに述べたように、1309 年には修道院側がシュヴィーツ住民をコンスタンツの教会裁判所に告訴した結果、シュヴィーツ住民に対しコンスタンツ司教による罰として破門宣告がなされた。しかし翌 1310 年には、教皇による異議が罰令を破棄させ、それによってシュヴィーツ住民との紛争はさらに激化したのだと考えられる。「しかるに農民たちは、裁判所によって命じられた上述の判決に服従しなかったため、われわれは消耗し」とは、そのことを指しているだろう。アインジーデルンの修道院長ないし修道士たちは、さらに激化するシュヴィーツ住民の不法行為を目の当たりにして気力を削がれ、「消耗し」たのである。このことがチューリヒ都市裁判所への告訴へと直接つながったと見てよい。

以下、個別の事例について形式あるいは内容に関する特徴を見ておこう。

いくつかの条文では、シュヴィーツ住民による修道院領への不法侵入、家屋を構えて住みつくなどの不法定住、放牧などの不法用益について述べられている（第 2、3、9 条）。例えば、第 2 条で言及されているのは、修道院長アンシェルム（在 1233－66 年）の時代に、そうしたことがすでに行われていたが、そこは修道院隷属民が土地を貸与された小作人として定住し、放牧していた場所であり、これは権利の侵害に当たるがゆえに、シュヴィーツ住民の境界侵犯に対しては、家屋の破却によって不法行為の停止を求めるとしている。第 3 条では、第 2 条の例（場所）とは違って修道院長アンシェルムの時代にはまだ平穏であったが、今や第 2 条と同様に権利が侵害されていると訴え、家屋の破却をもって処理すべしと求めるのである。修道院長アンシェルムの時代が平穏であったことを比較の対象としている条文は他にも散見される（第 3、4、5、9、13 条）。

こうした境界侵犯に加え、より深刻な問題として浮上しているのが、多くの条文で言及されているように、牛、馬などの大型家畜の強奪、さらには干し草、乳製品などの強奪である（第 8、10、14、15、18、27、28、30、31、32、33、35、37、38、39、43 条）。大型家畜や乳製品の強奪は、修道院にとって大きな経済的損失となったであろう。なぜなら、サブロニエが主張するように、修道院にとってそれらはミラノやチューリヒなどの諸都市へ輸出するための貴重な商品たりえたからである[34]。例えば、第 10、14、18 条などには、強奪されたことによる損害額が明示されている。このことは、この時期すでに修道院を中心とした組織的な家畜経営が軌道に乗り、輸出商業が活発化していたことを窺わせる。シュヴィーツやシュタイネンの農民たちによるこうした強奪行為は、修道院にとって看過できない問題であったのである。また修道院領での強奪に加えて、修道院そのものの内部での強奪行為もなされていた（第 22 条）。

エスカレートしていく暴挙の極みは拉致（第 17、42 条）、殺人（第 6、11、12、13 条）である。拉致に関しては、例えば、第 17 条で身代金の要求がなされている点が特徴的である。殺人に関しては、例えば、第 6 条のように簡潔に述べるにとどまるものからは、身代金要求が実現しなかったことによると推測させるものや、第 11 条以下のように、大挙して押しかけての故殺を想わせるものもある。

強奪など不法行為の具体的な行動、手段として明示されているもので特徴的なのは、牧草地の柵、垣根、納屋を破って（第 24、25、27、28、31、32、35、37、38、39 条）、また暴力でもって（第 5 条）、武装して（第 14、24、25、43、44 条）である。これに加えて、「旗を掲げ」（第 10、14、43 条）ての正々堂々たる暴力行為は、まさしくフェーデを想起させるものであろう[35]。とりわけ、「旗を掲げ」ての行動は、農民側に正当性があると農民自身が認識している証しとも解釈できる。

さらに加えて特徴的な行動様式として、襲撃および不法行為を大挙しておこなっている点が挙げられよう（第 10、11、13、14、19、24、25、27、28、29、30、38、44 条）。例えば、第 10 条では 200 人、第 13 条では 300 人、第 24 条では 300 人あるいはそれ以上、第 25 条では 100 人以上とある。最低でも 100 人以上、多ければ 300 人以上に及ぶ規模で男どもが襲撃を仕掛けてくる情景は想像を絶する[36]。

男どもが襲撃を仕掛け、土地を荒廃させるほどに荒らし回っている点も特筆すべきであろう

（第 16、19、26 条）。具体的には、家畜を連れてきて荒らし、草を食い尽くさせるという行為によって荒廃がもたらされたと考えられる（第 26、31 条）。例えば、第 26 条にあるように、毎年、一定期間、引き連れられてきた 200 頭、300 頭規模の家畜によって牧草地が荒らされ、それが毎日続く、あるいはそれが日に 2 回に及ぶことは、修道院にとって大きなダメージであっただろう。

こうした不法行為を主導するリーダー格の人間がいたことは、いくつかの条文に個人名が挙げられていることからもわかる（第 15、27、28、30、32、33、38 条）。第 15 条には 2 人、第 27 条、第 28 条には 4 人、第 30 条には 1 人、第 32 条、第 33 条には 3 人が特定されているが、第 38 条に至っては 36 人にも及んでいる[37]。

さて、修道院側が訴えの根拠としているのが、昔も今もそこが修道院領であるという認識である。「修道院に帰属してきた」、「今なお当然ながら修道院に帰属している」などの表現がその認識の表れであろう（第 5、7、9、10、14、19、30 条）。しかし襲撃を仕掛けてくる農民側にはその理屈は通用しなかったということである。

同じく、修道院側が訴えの根拠としているのが、襲撃を仕掛けてくる農民側に合法性はなく権利もないと修道院側が認識している点である。「合法でもなく権利もないのに」という表現が使われている条文は、46 ヶ条のうち 26 ヶ条に及ぶ（第 4、7、8、10、15、19、20、21、24、25、27、28、30、31、32、33、34、35、37、39、41、42、43、44、45、46 条）。サブロニエは「合法」を「裁判による決議」と具体的に捉えており[38]、それもふまえれば、農民の暴挙を糾弾する根拠として、農民側の法的正当性の欠如を修道院側は声高に叫んでいるといえよう。しかし農民側からすれば、修道院側の「合法でもなく権利もないのに」という主張は当たらず、みずからに正当性がある認識していたと考えられ、その観点からすれば、農民たちは「合法と権利を振りかざして」修道院側に対し襲撃を仕掛けてきたということになるだろう。

禁制圏に言及した条文（第 5、23、42 条）、境域に言及した条文（第 38、39、43 条）があるが、修道院側がみずからの正当性を訴えたところで、農民側にとってはこれら法的境界も何ら歯止めの意味もなさなかったということになろう。

Ⅳ.

スイス中央山岳地域において、ゴットハルト・ルートの開通を受けて活発化したであろう修道院主導の地域経済は、それまでの地域の経済構造に大きな変化をもたらしたと考えられる。修道院と近隣住民とのあいだで激しく争われてきた「境界紛争」が 13 世紀から 14 世紀へと激しさを増したのは、そうした経済構造の変化に呼応しての質的変化のあらわれだったのではないだろうか。訴状ではしばしば修道院長アンシェルムの時代が引き合いに出されているが、それが 13 世紀中盤にかけての時期だったとすれば、ゴットハルト・ルートの開通を受けて修道院主導の地域経済が活性化してきた時期と符合する。それ以降、修道院は激しさを増すシュヴィーツ住民の暴力行為に直面することになるのである。

他方、シュヴィーツ住民側のますますエスカレートする暴力行為には、農民側にとっては大義の証し、修道院側への異議申し立てとの意味合いを込めることができる。それは、新しい経済構

造に乗り遅れた住民たちの危機感、脅迫感のあらわれであったと同時に、1309 年に帝国直属の地位を得たことによる自意識の高揚のあらわれであったと見ることもできるであろう[39]。

1300 年前後のスイス中央山岳地域において、もしくは原初三邦ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンにとって、何が問題であったと考えるべきか。そして何が三邦に相互援助同盟を結ばせたのか。三邦は何に脅威を感じ、危機感を募らせたのか。直接ハプスブルク家との関係に原因を求めるべきなのか。商業の拠点として地域経済の主導権を得ようとする都市、地域における紛争の仲裁者としての機能を果たそうとする都市（ここではチューリヒを念頭に置いている）をどのように位置づけるべきであろうか。これまでつねにスイス史全体を覆ってきた対ハプスブルク闘争史観をいかに相対化し、これまで後景に退いていた別の要素にどのような意味を見出せるかを考えたとき、「境界紛争」をめぐる地域における諸関係は、1 つの視点を提示してくれていると考える。本稿では、ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの全体を含めた地域についてはもちろん、個々の論点を十分に深めて考察するには至っていない。引き続き検討を続けたい。

註

1　活字化された原文は、*Quellenwerk zur Entstehung der Schweizerischen Eidgenossenschaft, Abteilung I: Urkunden*, Bd.2, bearb. von Schieß, Traugott (vollendet von Meyer, Bruno), Aarau 1937, S.281-291 (Nr.579) に掲載。（以下、QW と略記。）サブロニエによれば、原史料はアインジーデルン修道院文書庫に A. BK. 6 という分類番号で所蔵されているという。Sablonier, Roger, Politischer Wandel und gesellschaftliche Entwicklung 1200-1350. in: Historischer Verein des Kantons Schwyz (Hg.), *Die Geschichte des Kantons Schwyz*, Bd.1, Zürich 2012, S.256.　QW によれば、原史料は 3 枚の羊皮紙が縫い合わされたもので、長さは 33.5 - 35.5cm、幅 12.5 - 13.5cm で、両面に記述されている。その状態から種々の推測がなされるが、それは例えば、訴状の冒頭部が欠落している、3 枚の羊皮紙は正しい順番で縫い合わされていない、全体もしくは一部分が協議の過程で提出された、などである。他方、原史料は清書されたものではなく、草稿であって、それは、わかりづらく、時間的な連続性と一致しない配列で説明されていることからわかるとする示唆もある。(QW I/2, S.281)

2　「境界紛争」についてはさしあたり、Michel, Kaspar, Marchenstreit. in: Stiftung Historisches Lexikon der Schweiz (Hg.), *Historisches Lexikon der Schweiz*, Bd.8, Basel 2009, S.282f. を参照。

3　この問題に関して、日本では、瀬原義生氏、森田安一氏、斎藤泰氏を先駆的研究者として挙げることができる。その代表的業績として、瀬原義生『スイス独立史研究』（ミネルヴァ書房、2009）、同『精説スイス史』（文理閣、2015）、森田安一『物語スイスの歴史 —知恵ある孤高の小国』（中公新書、2000）、斎藤泰「原スイスの永久同盟文書 —1291 年同盟文書と 1315 年更新文書—」『西洋史研究（新輯）』12（1983）141-157 ページ、同「原スイス永久同盟の国制的意義」佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』（創文社、1994）309-345 ページ、同「中スイス渓谷の皇帝特許状」『秋大史學』42（1996）1-28 ページ、同「スイス連邦の「起源」—1291 年同盟文書とテル伝説—」『秋大史學』55（2009）1-25 ページを挙げておこう。スイス史研究の新しい視角や潮流については、踊共二・岩井隆夫編『スイス史研究の新地平 —都市・農村・国家』（昭和堂、2011）、踊共二編『アルプス文化史 —越境・交流・生成』（昭和堂、2015）を参照。また翻訳では、ウルリヒ・イム・ホーフ（森田安一監訳）『スイスの歴史』（刀水書房、1997）、クリストフ・ビュヒ（片山淳子訳）『もう一つのスイス史 —独語圏・仏語圏の間の深い溝—』（刀水書房、2012）が参照されるべきである。

4　モルガルテンの戦いを国制史的視点から簡潔にまとめた記述として、Wiget, Josef, Morgartenkrieg. in: Stiftung Historisches Lexikon der Schweiz (Hg.), *Historisches Lexikon der Schweiz*, Bd.8, Basel 2009, S.725ff.

5　詳細については、Kessler, Valentin, «und man schämt sich, solch gotteslästerliche Taten zu berichten» Der Überfall der Schwyzer Landleute auf das Kloster Einsiedeln 1314 - ein Überblick. in: *Mitteilungen des Historischen Vereins des Kantons Schwyz*, 107 (2015), S.40 を参照。

6　Michel, Marchenstreit, S.283.

7　Michel, Marchenstreit, S.283.

8　Wiget, Morgartenkrieg, S.725.　QW I/2, Nr.480, S.231-232.　特にシュヴィーツについて、ハインリヒ7世は別文書で皇帝フリードリヒ2世、国王アードルフそれぞれの自由特許状を追認している。QW I/2, Nr.481, S.232-233.　なお、ニトヴァルデン、オプヴァルデンをあわせて、ウンターヴァルデンとなったことは周知のとおりである。

9　Wiget, Morgartenkrieg, S.725.

10　Wiget, Morgartenkrieg, S.725f.　また、2つの国王選挙の経緯については、踊共二『図説 スイスの歴史』(河出書房新社、2011) 31ページ以下を参照。本書はスイス史全体を眺望するうえで至便である。

11　そのスタンスは、日本では瀬原『スイス独立史研究』にとりわけ顕著に見られる。

12　代表的業績として、Sablonier, Roger, *Gründungszeit ohne Eidgenossen. Politik und Gesellschaft in der Innerschweiz um 1300*, Baden 2008 を挙げておく。サブロニエは、「永久同盟」文書の成立を1291年8月1日とする点にも、また“ウーリ、シュヴィーツ、ニトヴァルデンによる相互援助同盟”という点にも独自の観点・解釈から疑義を呈している。

13　以下の叙述は、Michel, Marchenstreit, S.283 に依拠しつつ、随時、他の文献を参照して補足している。

14　Kessler, Der Überfall, S.40.

15　QW I/1, Nr.252, S.118ff.　瀬原『スイス独立史研究』61-62ページ。

16　Kessler, Der Überfall, S.45.

17　Kessler, Der Überfall, S.45. QW I/2, Nr.499, S.243-244.

18　Kessler, Der Überfall, S.45. QW I/2, Nr.552, S.265-266.

19　QW I/2, Nr.600, S.302-303 はその判決文である。

20　Kessler, Der Überfall, S.48.

21　瀬原氏は、ザンクト・ゴットハルト峠の開通時期に関する3つの説、①10世紀初頭以前、②12世紀前半、③13世紀の30年代を比較し、②12世紀前半とする説を採っている。瀬原『スイス独立史研究』67-68ページを参照。

22　伝統的歴史観のもとでは、ハプスブルク家がその最先鋒に位置づけられたであろう。例えば、有名な1231年の皇帝特許状をめぐるエピソードがその根拠の1つとなりえたであろう。斎藤氏は、1231年のほか、関連する種々の皇帝特許状、国王書簡を翻訳し、解説を付している。斎藤「中スイス渓谷の皇帝特許状」12ページ以下を参照。

23　Sablonier, *Gründungszeit ohne Eidgenossen*, S.63ff.

24　Sauerländer, Dominik, Viehwirtschaft. in: Stiftung Historisches Lexikon der Schweiz (Hg.), *Historisches Lexikon der Schweiz*, Bd.12, Basel 2013, S.868, 869ff.　Sablonier, Roger, Innerschweizer Gesellschaft im 14.Jahrhundert. Sozialstruktur und Wirtschaft. in: Historischen Verein der Fünf Orte (Hg.), *Innerschweiz und frühe Eidgenossenschaft*, Bd.2, Olten 1990, S.9-233. ここでは、S.133-153、特にS.133ff. を参照。

25 Sablonier, *Gründungszeit ohne Eidgenossen*, S.66ff.

26 Sablonier, *Gründungszeit ohne Eidgenossen*, S.89ff.

27 Stadler-Planzer, Hans, *Geschichte des Landes Uri*, Teil 1: *Von den Anfängen bis zur Neuzeit*, Schattdorf 1993, S.68ff.

28 Stadler-Planzer, *Geschichte des Landes Uri*, S.71. 1275年については、QW I/1, Nr.1176, S.530-532を、1282–89年については、原文はなく概要のみであるが、QW I/1, Nr.1396, S.642 を参照。

29 Stadler-Planzer, *Geschichte des Landes Uri*, S.71f.

30 QW I/2, Nr.485, S.234-236. 仲裁者は、近隣諸村落のアンマン（騎士身分を含む）ら数名である。

31 Stadler-Planzer, *Geschichte des Landes Uri*, S.72.

32 原史料には 46 個の番号は付されていない。活字化の際に便宜上振られたものと思われる。なお原史料では条文と条文のあいだに広めの空白があり、そこから切れ目が読み取れる。

33 Kessler, Der Überfall, S.45.

34 Sablonier, *Gründungszeit ohne Eidgenossen*, S.67, 84, 91ff.,

35 Blickle, Peter, Friede und Verfassung. Voraussetzungen und Folgen der Eidgenossenschaft von 1291. in: Historischen Verein der Fünf Orte (Hg.), *Innerschweiz und frühe Eidgenossenschaft*, Bd.1, Olten 1990, S.15-202. ここでは、S.17ff. を参照。

36 襲撃は個人レベルではもはやなく、ラントレベルでの集団行動に発展していたことを示しているであろう。

37 特定個人名が挙げられるということは、集団内でリーダーシップを取ることのできる人物を限定できるという意味で、村落内での階層分化を読み取ることができる。

38 Sablonier, *Gründungszeit ohne Eidgenossen*, S.71.

39 サブロニエは、1309 年の帝国直属の地位の獲得にともなう帝国代官区への帰属が、特にシュヴィーツの、少なくとも外部へのその後の政治的活力を強く決定づけたのではないかと見ている。Sablonier, Roger, Politischer Wandel und gesellschaftliche Entwicklung 1200-1350. in: Historischer Verein des Kantons Schwyz (Hg.), *Die Geschichte des Kantons Schwyz*, Bd.1, Zürich 2012, S.221.

【史料邦訳】

1311 年 3 月 14 日－6 月 19 日*

アインジーデルン修道院長および修道士たちがシュヴィーツとの紛争のなか、近年そして修道院長アンシェルムの統治以降に被った損害に関して仲裁者たちに提出された訴状

(1) わが主人たちアインジーデルン修道院の修道院長と修道士たちは、修道院の名において[1]、4 人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて[2]、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し[3]、手続きを行う[4]。すなわち彼ら（修道院）は、ルベネン[5]ならびにその他の、上述の[6]領地においてシュヴィーツの農民たちから受けた損害と違反行為[7]について、それをめぐっては仲裁者たちが協議し、（その結果が）仲裁裁判官に示されている[8]が、（本件はすでに）コンスタンツに訴え出た[9]ものだった。そこでは農民たちの代理人[10]がシュヴィーツのラントおよびゲマインデの印章とも

ども欠席し[11]、それでもって彼ら（修道院）は正当な判決を得た[12]。すなわち、彼ら（農民たち）は同領地を修復する[13]べきであるとし、彼ら（修道院）もまた正当な判決でもって（同領地を）修復されるべきとされた。そしてまた正当な判決でもって、損害や不法行為[14]について銀400マルク、彼らが受けた恥辱[15]について100マルクを与えられるべきとし、そのために正当な判決でもって、彼ら（農民たち）あるいは彼らの信頼のおける代理人[16]が損害と犠牲[17]を復旧する[18]ことが、仲裁裁判所の名において[19]誓約でもって確認されるべきであるとされた。すなわち彼ら（農民たち）は彼ら（修道院）に対し損害を処理する[20]べきなのである。しかるに農民たちは、裁判所によって命じられた上述の判決に服従しなかったため、われわれは消耗し[21]、損害はおよそ銀150マルク[22]になっている。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った[23]。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に、上述のような損害を処理するべきであるとする判決と審判を受け入れるべきかを誓約のもとに確認するよう求めた[24]。

(2) わが主人たちアインジーデルン修道院の修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、告知し[25]、手続きを行う。すなわちシュヴィーツ農民たちは修道院長アンシェルムの時代に[26]エイテルシュタルデン[27]上方に住みつき[28]、下方に1軒ならず住居を構えてとどまり[29]、さらに下方[30]、ブラッテン[31]にかけて[32]放牧していた。またブラッテンはさらに丘陵を越えて広がっていたし[33]、（そこには）ブラッテンのわが修道院隷属民[34]が住んでいて、エイテルシュタルデン上方にかけて[35]放牧していたのだ。そこで、その間に[36]農民たちが境界を越えてきた[37]場合[38]、家屋や小屋[39]を取り払い、そうして（事態を）改善し[40]、処理するべきか、わが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(3) わが主人たちアインジーデルン修道院の修道院長と修道士たちは、上に同じく告知し、手続きを行う。すなわち修道院長アンシェルムの時代にはアインジーデルンの修道院隷属民はシュタインバハ[41]、そこは丘陵から丘陵へと通じる[42]場所であったが、その下方で[43]平穏に[44]暮らしていたのであり、さらに上方からハッゲン[45]下方まで放牧していた。しかるにシュヴィーツ人ども[46]は上述の細流に沿って、それを越えず[47]、上方から下方まで[48]放牧していたのだ。そこで、その間に農民たちが境界を越えて住みついた場合、家屋や小屋を取り払い、そうして（事態を）改善し、処理するべきか、わが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(4) 上述のわが主人たち修道院長と修道士たちは、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわち彼らシュヴィーツならびにシュタイネン[49]の農民たちは、合法でもなく権利もないのに[50]、サムスターゲルン[51]にある領地を強奪した[52]。そこは修道院長アンシェルムの時代以降、修道院の小作人たち[53]が平穏に暮らしてきた場所であった。農民たちはさらに上方、アルトマット[54]にかけて放牧していたのだ。そこで、くだんの農民たちが同領地を修復し、そうして（事態を）改善し、償うべきか、わが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(5) わが主人たちアインジーデルン修道院の修道院長と修道士たちは、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュティレ・ヴァーク[55]から下方へ[56]、そしてディッレンタールではさらに上方、ハッゲンにかけて魚類[57]、猟獣[58]、猟鳥[59]のいる禁制圏[60]は、修道院長アンシェル

ムの時代には修道院に帰属していた[61]のであり、今なお当然ながら修道院に帰属している[62]。しかるにシュヴィーツ人どもが権利もないのに[63]暴力でもって不法を働き、妨害している[64]。そこで、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し事態を改善し、償うべきか、わが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(6) シュヴィーツ人どもが殺人をめぐって告訴したので[65]、わが主人たちもまた告訴する。彼ら（修道院）に帰属する2人の男たちがシュヴィーツの農民たちによって殺害されていたのである。そこで（わが主人たちもまた）他に同じく法的手続きを取った。

(7) わが主人たちアインジーデルン修道院の修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちはアルプタール[66]にある修道院の領地、ならびに修道院に帰属していたルベネンにかけて山岳地帯を上方へと進んで行き、合法でもなく権利もないのに、修道院の領地に不法に境界石を移し据えた[67]。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは上に同じく法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、誰かが、相手の了解や意向もないのに[68]、他人の土地から、そして他人の土地に境界石を移す、あるいは[69]印をつけるべきか、また彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に事態を改善し、償うべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(8) わが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、ベンナウにあるイテン・カムレリーネン[70]の領地へと進んで行き、そこで彼ら（修道院）の雌牛[71]、彼らの家畜[72]を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法にシュヴィーツのラントへと駆り立てた。そこで、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害と不法を処理し、改善するべきか、上述のわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(9) わが主人たちアインジーデルン修道院の修道院長と修道士たちは、修道院の名において、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちペーター・ロッホルフがヴァンネン[73]にある牧草地[74]に家と小屋を建てた[75]。そこは修道院長アンシェルムの時代以降[76]、上述の修道院に帰属してきたのであった。そこで、小屋が取り払われるべきか、またそうして彼ら（修道院）に対し（事態を）改善し、償うべきか、わが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(10) 上述の人々、すなわちわが主人たち修道院長と修道士たちは、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは200人でもって、修道院に帰属してきた、そして今も帰属している土地のあるフィンスターゼー[77]へやって来て、そこで不法に襲撃を試み、旗を掲げ[78]、合法でもなく権利もないのに、そこで彼ら（修道院）の雌牛、彼らの牛[79]を奪い取った。そこで、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し（事態を）改善し、償うべきか、上に同じく法的手続きを取った。損害は200ポンド[80]ほどに上ったのだ。

(11) わが主人たち修道院長と修道士たちは、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは200人でもって、フィンスターゼーへやって来て、修道院に隷属していたフィンスターという名の男を殴り殺したのだ。

(12) しかしてわが主人たちは上に同じく告訴する。しかしてくだんの農民たちはフィンスターゼーへやって来て、しかして修道院に隷属していたオクスナーのルードルフという名の男を殴り殺したのだ。

(13) しかしてわが主人たちは上に同じく告訴する。すなわちくだんの農民たちは300人でもってフォイアーシュヴァント[81]へやって来て、しかして修道院に隷属していたハーゼンタール[82]のヤーコプという名の男を殴り殺したのだ。

しかしてわが主人たちは告訴する[83]。すなわちくだんの農民たちがシュヴィーツならびにシュタイネンからやって来て、修道院に隷属していたロタール[84]のペーターという名の男を殴り殺したのだ。

(14) しかしてわが主人たち修道院長と修道士たちは上に同じく告訴する。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、修道院に帰属してきた、そして今も帰属している土地のあるブンバハ[85]へ、300人の男どもでもって不法に、手に武器を持ち、旗を掲げ、やって来た。そして彼ら（修道院隷属民）の家をたたき割って入り[86]、そこで見つけた[87]物を袋詰めして[88]奪い、さらに彼らの家畜を駆り立て、200ポンドほどの損害を与えたのだ。そこで、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害を処理し、改善するべきか、法的手続きを取った。

(15) しかしてわが主人たちは上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちくだんの農民たちハインリヒ・シュタウファッハー、（ヴェルンヘル・）レーディング、彼らの同行者たちは、フィンスターゼーへやって来て、ホルツアハのところで5頭の馬[89]を、合法でもなく権利もないのに、不法に奪い取ったのだ。そこで法的手続きを取った。

(16) しかしてわが主人たちは告訴する。すなわちくだんの農民たちは丘陵に暮らす修道院隷属民たちに対し、彼ら（修道院隷属民）の土地に襲撃をかけ、何がしかの損害[90]を与えたのであり、彼らが確かに100ポンドの損害になると主張する[91]ぐらいに、毎年[92]荒廃をもたらした[93]のだ。

(17) しかしてわが主人たちは告訴する。すなわちくだんの農民たちは修道院隷属民ホルツアハを捕らえ[94]、彼におよそ14ポンドを（身代金として）課した[95]。そこで法的手続きを取った。

(18) しかしてわが主人たちは告訴する。すなわちくだんの農民たちは丘陵の下方に暮らす上述の人々に対し、ある時は[96]家畜[97]に、ある時は馬[98]に何がしかの損害を与え、特に、上述したように、損害は100ポンドほどになったのだ。

(19) しかしてわが主人たちは告訴し、手続きを行う。すなわち彼（修道院長）がシュヴィーツ人どもを王の面前に召喚し[99]、王が彼（修道院長）に命じたように、彼らはやって来た。そこで王は彼ら双方に対し、裁判にむけ[100]、仲裁裁判官1人を配すとともに、何びとも他人に、合法でもなく権利もないのに、何らの損害もなさぬよう[101]命じた。しかしペーター・ロッホルフに関しては、修道院に帰属してきた土地のあるルベネンへの正当な裁きならびに王の命令に不服従[102]であり、300人の男どもでもってその土地を荒らし回り[103]、合法でもなく権利もないのに不法に襲撃を試みたのだ。そこでわが主人たちは他に同じく法的手続きを取った。

(20) しかしてわが主人たちは仲裁者ならびに仲裁裁判官に手続きを行い、何が[104]彼らに起こったのか、また何を彼らがしたのか[105]を知らしめる。すなわちくだんの農民たちは告知なく、

また突然に [106]、また合法でもなく権利もないのに、行動を起こした。そしてまたわが主人たち修道院長と修道士たちは、彼ら（修道院）に対する、また彼らの統治に対する損害の前も後も、恩寵と正義 [107] を試み、与えてきたのだ。わが主人たちは、彼（修道院長）が申し立てた土地で起こった同種の損害と不法を申し立てようとした [108]。多かろうと少なかろうと、彼ら（修道院）に何らかの損害を与えた人々ならびに損害に対し要求するものである [109]。

(21) さらにまたわが主人たちは上に同じく手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、合法でもなく権利もないのに、不法に修道院の領地にあまねく [110] 闘い [111] を仕掛けた。法によって何らの闘いも決しておこなってはいけない [112] 場所においてである。そこで法的手続きを取った。

(22) 彼ら（修道院）はまた上に同じく告訴した。すなわちシュヴィーツの農民たちは巡礼 [113] をともなってアインジーデルンへやって来て、わが聖母礼拝堂 [114] において、他の名誉ある人々がわが聖母のために捧げた祭壇の供物を相当数、奪い取った。そしてそれらを不法に持ち出し、ぶどう酒を飲み散らかして酔いつぶれたのだ。そこで法的手続きを取った。

(23) 彼ら（修道院）はまた告訴する。すなわちシュヴィーツの農民たちはイーバハ [115] の荘園 [116] における裁判を拒絶した [117]。そこは修道院隷属民が年に 2 度 [118]、5 月 [119] と秋に、出廷するべき場所であった。しかも彼ら（農民たち）は、修道院長アンシェルムの時代以降 [120]、従ってきた裁判、禁制圏を拒絶したのだ。そこで法的手続きを取った。

(24) わが主人たちアインジーデルンの修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4 人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちイーベルク [121] のアムマン [122] であるクンラートは 300 人あるいはそれ以上 [123] のシュヴィーツの男たちを引き連れ、アルプタールへやって来た。そしてわれわれならびにわが修道院に保証された [124] オクスナーの土地を掘り返し [125]、牧草地の柵 [126] や垣根 [127] を破り、合法でもなく権利もないのに、手に武器を持ち、不法に襲撃を試みた。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、不法、襲撃を処理し、（事態を）改善し、償うべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(25) 上述のわが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4 人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツの農民たちは 100 人以上で、くだんのハインリヒ・オクスナーの土地があるアルプタールへやって来て、牧草地の柵を破り、合法でもなく権利もないのに、手に武器を持ち、不法に襲撃を試みた。そこで、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、不法、襲撃を処理し、（事態を）改善するべきか、上述のわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(26) 上述のわが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツの農民たちはここ最近の 4 年間、くだんのハインリヒに対し、アルプタールにある上述の土地を毎年 5 月から聖ヨハネの祝祭日 [128] にかけて荒らし回り、（自分たちの家畜をそこへ）境界を越え

て移動させた[129]。つまり（農民たちは）毎日、家畜300頭[130]を、また馬200頭を引き連れてきた。ある時は2倍、またある時は3倍の数にも及んだ[131]のだ。そして彼（ハインリヒ）が毎年およそ7ポンド享受していた上述の土地で毎日2回[132]、草を食い尽くした[133]のである。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が与えた損害、不法、襲撃を家畜各頭ごとに[134]処理し、（事態を）改善するべきかを上に同じく誓約のもとに確認するよう求めた。

(27) 上述のわが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちくだんのシュヴィーツの農民たち、ケーダーとその息子、トュルナーの息子、リュティナーの下僕と、他にシュヴィーツの彼らの助っ人たち100人以上がベンナウへやって来て、くだんのハインリヒ・オクスナーに対し、牧草地の柵や納屋[135]を破り、彼の干し草[136]と雌牛を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に襲撃を試みた。そこで上述のわが主人たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し災難、損害、襲撃を処理し、（事態を）改善するべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(28) わが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、シュヴィーツの農民たちに対し上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわち2人のケーダー、シュトーカーの息子、リュティナー、トゥルナー（の息子）と、他にシュヴィーツの彼らの助っ人たち100人が、ベンナウの上述の土地へやって来て、くだんのハインリヒ・オクスナーに対し、牧草地の柵や納屋を破り、彼の干し草を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に襲撃を試みた。そこで、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきか、上述のわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(29) こうした同じ[137]不法、損害、襲撃をおこなったのはいつもシュヴィーツの農民、シュヴィーツの彼らの助っ人たち100人であり、ベンナウの上述のくだんの土地へは3度にわたっている。そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、不法、襲撃を処理し、（事態を）改善するべきか、しかして上述のわが主人たちは法的手続きを取った。

(30) わが主人たちアインジーデルンの修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちイーベルクのアムマンであるクンラートは300人あるいはそれ以上の男たちを引き連れ、老ビシンゲの家をめざして、修道院に帰属しているミンスタータール[138]へやって来た。そしてそこで彼の雌牛と乳製品[139]を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に襲撃を試みた。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(31) わが主人たちアインジーデルンの修道院長と修道士たちは、上に同じく仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツの農民たちはスミッツリューティ、ネグリスリューティ、そしてリーバーボッティヌン[140]に

あるフープスリューティ[141]のハインリヒの土地へ行き、そこで彼の牧草地の柵や納屋を破り、彼の干し草を奪い取り、400頭の馬にそれを食い尽くさせ、彼の牧草地では300頭の羊[142]と牛に草を食い尽くさせ、合法でもなく権利もないのに、不法に襲撃を試みた。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(32) わが主人たちアインジーデルンの修道院長と修道士たちは、修道院の名において、仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちエルニ・レムポ、フィンスター、ゴルダウ[143]のヴィッセ、そしてシュヴィーツとシュタイネンの彼らの助っ人たちが、リーバーボッティネンにあるハインリヒ・ブルーヴェルの土地へ行き、そこで彼の牧草地の柵と納屋を破り、彼の干し草と乳製品を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に襲撃を試みた。そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきか、わが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(33) 上述のわが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちギュファー、アカーのヴェルンヘル、スニュアリの息子、そしてシュヴィーツとシュタイネンの彼らの助っ人たちが、ウーヴェ[144]にある修道院の家畜小屋[145]へ行き、彼らの乳製品と道具[146]を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に襲撃を試みた。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(34) しかして上述のわが主人たち修道院長と修道士たちは上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちはくだんのハインリヒ・ブルーヴェルに対し、シャッヘン[147]にある土地で、合法でもなく権利もないのに、上述の襲撃、損害、不法を3度にわたっておこなった。そこで彼ら（農民たち）が彼に対し（事態を）改善し、償うべきか、しかしてわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(35) わが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、アルベック[148]にある修道院の家畜小屋へ行き、そこで彼らの牧草地の柵を破り、彼らの干し草と乳製品を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に襲撃を試みた。そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきか、しかしてわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(36) しかして上述のわが主人たち修道院長と修道士たちは上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、トリステル[149]にある修道院の土地に同様の不法、損害、襲撃をおこなった。そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し（事態を）改善し、償うべきか、しかして上に同じく法的手続きを取った。

(37) わが主人たちアインジーデルンの修道院長と修道士たちは、上に同じく告訴し、手続きを

行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、カッツェンシュトリック[150]にあるハインリヒ・キュリスの土地へ行き、そこで彼の牧草地の柵を破り、彼の牛、乳製品、干し草、家畜を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法にシュヴィーツならびにシュタイネンのラントへ運び去った。そこでしかしてわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、不法、襲撃を処理し、（事態を）改善するべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(38) わが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4 人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツならびにシュタイネンの農民たち、すなわちヴェルンヘル・ケーダーとハインリヒ・ケーダー、フュレッセンのハインリヒとその息子、スーターのウルリヒ、クンラート・ギュファーとウルリヒ・ギュファー、クンラート・コーティング、クンラート・レンペンとアルノルト・レンペン、クンラート・フィンスター、リッケンバハ[151]のヤーコプ、ウルリヒ・ブリュエモ、ヨハン・フュグリの息子、シグリストのヤーコプ、ハインリヒ・フリューギと下僕のシュップリ、ウルリヒ・ウンアルト、ウルリヒ・エキサー、ウルミ[152]のハインリヒ・スルン、クンラート・シュペッツァー、クンラート・ランコ、ヴェルンヘル・クリュムリスの息子、ブルンネンのアルノルト、アカーのペーター、ヴェルンヘル・シュレンキンガー、ジントリスの息子、アルノルト・ウンゲリヒティゴ、クンラート・トラハゼル、グリューバーのウルリヒ、ルードルフ・イムツリング、ヴェーゲのルートフリート、ルードルフ・フェンネ、ムラーのウルリヒ、クンラート・ブリュエモ、ヴェルンヘル・ブリュエモ、そしてシュヴィーツ、シュタイネンの他の助っ人たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわち彼らは 100 人以上でアインジーデルンへやって来て、牧草地の 5 つの柵をこじ開け、彼らの牛舎と納屋[153]を破り、そこから彼らの干し草と穀物[154]を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に境域内へ[155]襲撃を試みた。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(39) 上述のわが主人たちアインジーデルンの修道院長と修道士たちは、修道院の名において、仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわち彼らの中の 20 人以上がアインジーデルンへやって来て、しかして彼ら（修道院）に対し干し草小屋、牧草地の柵、納屋をこじ開け、破り、彼らの干し草と穀物を奪い取り、合法でもなく権利もないのに、不法に境域内へ襲撃を試みた。そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、襲撃、不法を処理し、（事態を）改善するべきか、しかしてわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(40) わが主人たち修道院長と修道士たちは上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、彼ら（修道院）に対し上述の柵と納屋に同様の襲撃、損害、不法を 3 度にわたっておこなった。そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し（事態を）改善し、処理するべきか、しかして上に同じく法的手続きを取った。

(41) わが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、上に同じく告訴し、手続き

を行う。すなわちシュヴィーツの農民たちは、この取り決め[156]がごく最近作成され[157]、会議が期日に開かれて[158]以降[159]、当然のことながら[160]、くだんのシュヴィーツの農民たちによって非難されることも要求されることもなかった[161]修道院の領地に対し、立ち入り[162]、さらに襲撃をかけて[163]荒らし、合法でもなく権利もないのに、不法に度を超す振る舞いをなした[164]。そこで彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し（事態を）改善し、処理するべきか、しかしてわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(42) わが主人たちアインジーデルンの修道院長と修道士たちは、修道院の名において、シュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわち彼らは修道院長ハインリヒ[165]のもとで、修道院の禁制圏であって今なおそうであるレーゲンエック[166]で、鷹の飼育[167]をしていた修道院の下僕を不法に捕らえ、拘束された者、捕らえられた者[168]を、合法でもなく権利もないのに、シュヴィーツのラントへ連れ帰った[169]。そこでしかしてわが主人たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し不法を改善し、償うべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(43) 上述のわが主人たちはしかして上に同じく仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは、合法でもなく権利もないのに、アインジーデルン修道院の地下室[170]へ、旗を掲げて不法に押し入り、そこで見つけ、あるいは欲した[171]ものをそこから奪い取り、境域内で手に武器を持ち不法に襲撃を試みた。そこで、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し襲撃、不法を改善し、償うべきか、しかして上に同じく法的手続きを取った。

(44) しかしてわが主人たち修道院長と修道士たちは、修道院の名において、4 人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて、シュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちに対し告訴し、手続きを行う。すなわちおよそ 300 人が修道院の領地である谷間のアルプ[172]へ、アインジーデルンからアルプへ通じていた狭い橋[173]を通って行き、わが主人である修道院長が、彼の聖堂ならびに修道院を改修し、満たす[174]べく、伐採[175]を命じていた木材ならびに薪[176]を打ち砕いて[177]燃やし、合法でもなく権利もないのに、不法に手に武器を持ち、それをおこなった。そこでわが主人たち修道院長と修道士たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し損害、不法を処理し、改善するべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

(45) しかしてわが主人たち修道院長と修道士たちは、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちは戦時[178]においても戦時以外[179]においても自分たちの土地から、また逆に自分たちの土地に向かって、グロッセ[180]、そしてアインジーデルンの両谷を行き来し、フェッフィコン[181]やハッゲンの修道院隷属民に対し、彼らの干し草、乳製品、他にさらに彼らの資材[182]に、上述の他の修道院隷属民の土地で、およそ 500 マルクの損害を与え、合法でもなく権利もないのに、しばしばそこで不法に襲撃を試みた。そこでしかして彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に損害と襲撃を処理し、（事態を）改善するべきか、上述のわが主人たちは上に同じく法的手続きを取った。

(46) しかして上述のわが主人たちは、上に同じく告訴し、手続きを行う。すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちによって、自分たちの土地から、また自分たちシュヴィーツの土地に向かって、合法でもなく権利もないのに、不法に引き起こされたことを、彼ら（仲裁者ならびに仲裁裁判官）に告訴し、手続きを行うのである。そこでしかして上述のわが主人たちは法的手続きを取った。そして仲裁者ならびに仲裁裁判官に、彼ら（農民たち）が彼ら（修道院）に対し、すなわちシュヴィーツならびにシュタイネンの農民たちが、事態を改善し、償うべきかを誓約のもとに確認するよう求めた。

訳註

※ 活字化ならびに註の作成にあたっては、Lexer, Matthias, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch*, 3 Bde., Stuttgart 1992; *Matthias Lexers Mittelhochdeutsches Taschenwörterbuch*, Stuttgart 1986; Hennig, Beate, *Kleines Mittelhochdeutsches Wörterbuch*, Tübingen 2001 を参照した。

＊ 邦訳は、*Quellenwerk zur Entstehung der Schweizerischen Eidgenossenschaft, Abteilung I: Urkunden*, Bd.2, bearb. von Schieß, Traugott (vollendet von Meyer, Bruno), Aarau 1937, S.281-291 (Nr.579) の活字化された原文に基づいている。（以下、QW と略記。）表題は、編纂者によって付けられたもの。「1311 年 3 月 14 日－6 月 19 日」の日付は、この期間のいずれかの期日に書かれたことを示すと見てよいだろう。ちなみに、「3 月 14 日」は、裁判所が仲裁裁判の趣意を記した書状の日付（QW I/2, Nr.578, S.277-281)、「6 月 19 日」は、裁判所が判決を記した文書の日付（QW I/2, Nr.600, S.302-303）である。
なお、訳文中の（ ）は翻訳者である筆者が文脈から判断して補ったものである。

1 「修道院の名において」*ze ir gotshus wegen*　サブロニエによれば、現代語訳するなら、im Namen ihres Gotteshauses あるいは、im Namen des Klosters だという。Sablonier, Roger, Politischer Wandel und gesellschaftliche Entwicklung 1200-1350. in: Historischer Verein des Kantons Schwyz (Hg.), *Die Geschichte des Kantons Schwyz*, Bd.1, Zürich 2012, S.256f.

2 「4 人の仲裁者ならびに仲裁裁判官にむけて」*dien vier schildlütten und dem obman*

3 「告訴し」*klagent*

4 「手続きを行う」*legent für* < vorlegen

5 「ルベネン」*Rubinen*　QW の注釈には、Minster の上流域、Sihl の東側、Studen の向かい側にある Rubenen am Berghang とある。(QW I/2, S.282)

6 「上述の」*vorgenanden*　QW の注釈には、原史料である Rodel の冒頭部分が欠けていると推測できるとある。(QW I/2, S.282)

7 「損害と違反行為」*schaden und gebresten*　*gebresten* = Vergehen, Sünde

8 「(その結果が) 仲裁裁判官に示されている」*an den obman komen ist*　QW の注釈には、訴状 (Klagerodel) あるいはこの部分が、審議の過程ではじめて起草され提示されたことを示唆しているとある。(QW I/2, S.282)

9 「コンスタンツに訴え出た」*klagten ze Kostenze*　この地域がコンスタンツ司教管区に属するためであろう。

10 「代理人」*fürweser* = Verweser

11 「欠席し」*zegegen was*　*zegegen* = abwesend

12 「得た」*behůben* = erwerben

13 「修復する」*beweren* = richten　ただし QW の注釈には、in Besitz einsetzen（所有する）とある。(QW I/2, S.282)

14 「不法行為」 *vrefni* = Frevel

15 「恥辱」 *laster* = Schmähung, Schmach, Schimpf (QW I/2, S.282)

16 「彼らの信頼のおける代理人」 *ir gewissen botten*　　*botte* = Bote = Vertreter

17 「犠牲」 *koste* = Kosten

18 「復旧する」 *behüeben* = beheben　　ただし QW の注釈には、behaben = behalten（維持する）, behaupten（主張する）とある。(QW I/2, S.282)

19 「仲裁裁判所の名において」 *van des gerichtes wegen*　　註 1 と同じ用法。

20 「処理する」 *abthůn* = abtun（取り去る、やめる、片づける）

21 「消耗し」 *verzert* < abzehren, entkräften

22 「およそ銀 150 マルク」 *umb anderhalp hundert mark silvers*　　*anderhalp* = anderthalb（1 と 2 分の 1）

23 「法的手続きを取った」 *lant an recht*　　QW の注釈によれば、*lant an recht* = an recht lassen = gerichtlicher Entscheidung unterbreiten であるとされている。(QW I/2, S.282)

24 「仲裁者ならびに仲裁裁判官に・・・誓約のもとに確認するよう求めた」 *manont die schidlütte und den obman, ob es an in komt, ir eides, ...*　　サブロニエによれば、das Schiedsgericht solle doch unter Eid feststellen, ... と現代語訳しており、部分的にはそれに倣った。Sablonier, Politischer Wandel, S.256. 他の類似の箇所についても同様。ただし、*ob es an in komt* についてはわからないままである。

25 「告知し」 *kundent* < verkünden

26 「修道院長アンシェルムの時代に」 *bi abt Anshelmes zitten*　　修道院長アンシェルムは在位 1233－66 年。

27 「エイテルシュタルデン」 *Eiterstalden*　　QW の注釈によれば、この地名を Blatten の上方にもはや確認できないという。(QW I/2, S.282)

28 「住みつき」 *sassen* < sitzen

29 「下方に 1 軒ならず住居を構えてとどまり」 *enhatten nidrent enhein geses*　　*enhatten* = enthalten aufhalten; *nidrent* = unterhalb; *enhein* = nicht ein; *geses* = gesez = Wohnsitz

30 「さらに下方」 *dannan abher* = dann hinab

31 「ブラッテン」 *Blatten*　　QW の注釈には、Altsihl と Minster のあいだの平地、しかしより正確には Minster の西方の Platten に同じだろうとある。(QW I/2, S.282f.)

32 「～にかけて」 *unz* = bis auf

33 「ブラッテンはさらに丘陵を越えて広がっていたし」 *als die Blatte stat fürsich uber an den berg stat* < stehen; *fürsich* = ?

34 「わが修道院隷属民」 *unsers gotshus lütte*

35 「上方にかけて」 *uf unz an*

36 「その間に」 *entzwischent* = inzwischen

37 「境界を越えてきた」 *uberbuwen* = überbauen（境界を越えて建物を建てる）

38 「場合」 *swa* = wenn

39 「家屋や小屋」 *die büwe und die huttan*　　*büwe* = bû = Bau, Haus; *huttan* = Hütte

40 「改善し」 *besseron* = bessern

41 「シュタインバハ」 *Steinigen Bache* = Steinbach　　QW の注釈によれば、Euthal の向かい側にある Sihl の支流。(QW I/2, S.283)

42 「通じる」 *gat* < gehen

43 「下方で」 *nit* = nid = nieder

44 「平穏に」 *gerůwet* = geruowec = ruhig

45 「ハッゲン」 *Haggen*　　QW の注釈には、Spitalberg の荘園の西側とある。(QW I/2, S.283)

46 「シュヴィーツ人ども」 *Switterre*

47 「それを越えず」 *nicht füro*　　*füro* = hinaus (?)

48 「上方から下方まで」 *oben nider unz*

49 「シュタイネン」 *Steina* = Steinen

50 「合法でもなく権利もないのに」 *an gericht und an recht* = ohne Gericht und ohne Recht　　ここでは Gericht を gerichtlich（合法的な）から「合法」、Recht を「権利」と訳した。サブロニエは、Gericht を Gerichtsbeschluss（裁判による議決）と解釈している。それに従えば、「裁判による議決にもよらず権利もなく」という訳になろう。Sablonier, *Gründungszeit ohne Genossen*, S.71. なお、「合法でもなく権利もないのに」とは修道院側の捉え方であり、農民側に立てば、「合法と権利を振りかざして」襲撃を仕掛けたということになるだろう。

51 「サムスターゲルン」 *Samstages Hütten* = Samstagern　　QW の注釈には、中央 Altmatt の上方とある。(QW I/2, S.283)　サブロニエは、*Samstages Hütten und in beiden Brunnen enunt dem berge* を Samstageren として括っている。Sablonier, Politischer Wandel, S.256.

52 「強奪した」 *entwert* < berauben

53 「小作人たち」 *sweiger* = Schweiger, Schwaiger（牧人たち）すなわち、修道院隷属民のことである。

54 「アルトマット」 *Altenmatte* = Altmatt　　QW の注釈には、Rotenturm から北方向とある。(QW I/2, S.283)

55 「シュティレ・ヴァーク」 *Stillonwage* = Stille Waag　　QW の注釈には、Minster への合流点近くの Waag の下流とある。(QW I/2, S.283)

56 「下方へ」 *har abe* = herab

57 「魚類」 *vischen*

58 「猟獣」 *wilde*

59 「猟鳥」 *vederspil* = Jagdvogel

60 「禁制圏」 *getwinge und benne* = Zwing und Bann　　*getwinge* = getwinc = Einengung

61 「帰属していた」 *in gewalt und in gewer hatte*

62 「帰属している」 *anhören* = gehören, zukommen

63 「権利もないのに」 *an recht* = ohne Recht

64 「不法を働き、妨害している」 *irrent und sument*　　*irrent* < stören, Unrecht haben; *sument* = hindern

65 「ので」 *Sid* = sit = weil　　サブロニエは、weil を採用している。Sablonier, Politischer Wandel, S.257.

66 「アルプタール」 *Alptal*　　QW の注釈によれば、Alp の谷は Sihl の傍流であり、それに沿ってアインジーデルンがあるという。(QW I/2, S.283)

67 「境界石を移し据えた」 *lachnoton und sazton ir marchsteine*　　lachnoton < lâchenen = mit grenzzeichen versehen（境界の印を記す）

68 「相手の了解や意向もないのに」 *an des widerteiles wissende und willen*

69 「あるいは」 *alde* = oder

70 「イテン・カムレリーネン」 *Iten Kamrerinen*　　QW に注釈がないことから、人名と思われる。

71 「雌牛」 *küerian* = Kuh（複数形は Kühe）

72 「家畜」 *vich* = Vieh

73 「ヴァンネン」 *Wannen*　　QW の注釈には、bei Stockfluh ないし Wannen-Geschwend-Stock とも呼ばれ、Amseltal の最上方にある今日の Stock だとある。(QW I/2, S.284)

74 「牧草地」 *stavel* = Stafel

75 「家と小屋を建てた」 *gezimbrot und gehuttot* = Gezimmer und Hütten aufgerichtet (QW I/2, S.284)

76 「以降」 *sid* = seit

77 「フィンスターゼー」 *Vinsterse* = Finstersee　　QW の注釈には、カントン・ツークのゲマインデ Menzingen にあり、アインジーデルンの所有下にあったとある。(QW I/2, S.284)

78 「旗を掲げ」*mit einer offenner baner*　offen（公然たる）；Banner（軍旗）
79 「牛」*rind* = Rind（雌雄の区別なく牛のこと）
80 「ポンド」*phunt* = Pfund
81 「フォイアーシュヴァント」*Fürswande* = Feuerschwand　QW の注釈によれば、ゲマインデ Menzingen にある。(QW I/2, S.284)
82 「ハーゼンタール」*Hasendal* = Hasenthal　QW の注釈によれば、ゲマインデ Menzingen にある。(QW I/2, S.284)
83 QW の注釈によれば、この条項は線で消された条項だという。(QW I/2, S.284)
84 「ロタール」*Risu*　QW の注釈には、Rotar のことではないかとある。(QW I/2, S.284)
85 「ブンバハ」*Bunbůch* = Bumbach　QW の注釈には、Menzingen 西側にある。(QW I/2, S.284)
86 「家をたたき割って入り」*huwen ir hus uf*　*ufhuwen* = aufhauen
87 「見つけた」*vunden* = funden < finden
88 「袋詰めして」*sachkröb*　QW の注釈によれば、sacroup < sac ＋ raub = in Säcken fortgeschleppt（袋詰めして奪う）(QW I/2, S.284)
89 「馬」*ros* = Ross = Pferd
90 「何がしかの損害」*hein schaden*　*hein* = nehein = irgendein（何らかの）
91 「主張する」*behant* < behaben = behaupten
92 「毎年」*ellü jar* = jede Jahr
93 「荒廃をもたらした」*wüoste leitten* = Verwüstung bringen
94 「捕らえ」*viengen* = fangen
95 「（身代金として）課した」*schazton* < schatzen = Lösegeld festsetzen für
96 「ある時は」*nu* = nun
97 「家畜」*hütte* < Hut
98 「馬」*morne* = moere, môre = Pferd
99 「王の面前に召喚し」*gelat für den küneg* < vor den König geladen (QW I/2, S.285)
100 「裁判にむけ」*uf ein rechte richtunge*
101 「何びとも他人に、何らの損害もなさぬよう」*das deweder teil dem andern enhein schaden tête deweder* = keine; *enhein* = nehein; *tête* = tat < tun
102 「不服従」*uberhörig* = überhoeric = ungehorsam
103 「荒らし回り」*wůste* < wüesten = verwüsten
104 「何が」*swas* = was
105 「した」*hant geleit*　*geleit* < führen
106 「告知なく、また突然に」*unwiderseit und ungewarnot*　*unwiderseit* = ohne Absage（宣言なく）；*ungewarnot* = unversehens（突然）
107 「恩寵と正義」*minne und recht*　*minne* = Gnade, Freundschaft, Huld
108 「わが主人たちは、・・・同種の損害と不法を申し立てようとした」*Harüber behant min herren schaden und vrefni in selben fürzelegenne*　*Harüber*（こちら側へ）；*behant* < behaben = vorbehalten sich（留保する）；*in selben*（同種の？ 同じく？）；*fürzelegenne* < vurlegen = Vorbringen（申し立てる）
109 「要求する」*verdingent* < ausbedingen (QW I/2, S.286)
110 「あまねく」*durch*
111 「闘い」*strassen* = Strauß
112 「何らの闘いも決しておこなってはいけない」*enhein strasse hin gan sol noch nie gegie*　*gan* = ging; *gegie* = ging (QW I/2, S.286)
113 「巡礼」*chrüce* = chrouze = Kreuz = Wallfahrt
114 「聖母礼拝堂」*Vröwen kappelle* = Frauen Kapelle

115 「イーバハ」 *Ybach* = Ibach　QW の注釈には、シュヴィーツの南側とある。(QW I/2, S.286)
116 「荘園」 *meierhof*
117 「拒絶した」 *entwert* < entwern = abweisen, abschlagen, abwehren, verweigern, ablehnen
118 「2 度」 *zwirent* = zweimal
119 「5 月」 *Meien* = Mai
120 「以降」 *sithar* = seither
121 「イーベルク」 *Yberg* = Iberg　シュヴィーツ領域内にある。
122 「アムマン」 *amman*（郡長、村長）
123 「それ以上」 *mer, me* = mehr
124 「保証された」 *verjehen* = zusichern
125 「掘り返し」 *ufbrachen* < aufbrechen
126 「牧草地の柵」 *türan* = tur = Tür
127 「垣根」 *züne* = zûn = Zaun
128 「聖ヨハネの祝祭日」 *sant Johans tult*　*tult* = dult = Fest, Festtag, Jahrmarkt　聖ヨハネの祝祭日はクリスマスの半年前、6 月 24 日とされている。この日に年市が開かれていることが窺える。
129 「境界を越えて移動させた」 *ubertriben hant*　QW の注釈には、ihr Vieh darauf getrieben とある。(QW I/2, S.287)
130 「頭」 *höbten* = hôpt = Kopf
131 「ある時は 2 倍、またある時は 3 倍の数にも及んだ」 *nu mit zwenzgen, dan mit drisgen*
132 「毎日 2 回」 *teglich zwirent*
133 「草を食い尽くした」 *aston* = abgrasen, abweiden
134 「家畜各頭ごとに」 *van höbte ze höbte*　QW の注釈には、von Mann zu Mann あるいは für jedes Stück Vieh とある。(QW I/2, S.287)
135 「納屋」 *gedmer* = gadem = Verschlag
136 「干し草」 *höu* = Heu
137 「同じ」 *seben* = selben
138 「ミンスタータール」 *Minstertal*　QW の注釈には、Minster は Sihl の強い渓流で Sihl 台地へ流れ込むとある。(QW I/2, S.288)
139 「乳製品」 *mulken* = molken = Molke
140 「スミッツリューティ、ネグリスリューティ、リーバーボッティヌン」 *Smitsrüti, Nöglisrütti, Lieberbottinun*　QW の注釈によれば、これらはおそらくアインジーデルンの西側、ベンナウの南側に見つかるという。(QW I/2, S.288)
141 「フープリューティ」 *Höbzrüti*　QW の注釈によれば、同じくアインジーデルンの西側、ベンナウの南側に見つかるという。(QW I/2, S.288)
142 「羊」 *Schaffen* < Schaf
143 「ゴルダウ」 *Goldöwe* = Goldau (QW I/2, S.288)
144 「ウーヴェ」 *Öwe* = Au　QW の注釈によれば、アインジーデルンの南西側にあるという。(QW I/2, S.288f.)
145 「家畜小屋」 *sweigan*　QW の注釈には、sweig = Viehhof, Sennerei とある。(QW I/2, S.288)　あるいは「(修道院の) 小作人たちのところ」と訳せるか。
146 「道具」 *geschirre* = Gefäß, Werkzeug
147 「シャッヘン」 *Schachen*　QW の注釈によれば、アインジーデルンの北東側で Sihl 沿い。(QW I/2, S.289)
148 「アルベック」 *Albegge* = Albegg　QW の注釈によれば、ベンナウの南側。(QW I/2, S.289)
149 「トリステル」 *Trista* = Tristel　QW の注釈によれば、アルベックの北側。(QW I/2, S.289)

150 「カッツェンシュトリック」*Kazenstrike* = Katzenstrick　QW の注釈によれば、アルベックの北西側。(QW I/2, S.289)

151 「リッケンバハ」*Rikenbach* = Rickenbach　QW の注釈によれば、シュヴィーツのそば。(QW I/2, S.289)

152 「ウルミ」*Urmi* = Urmi am Urmiberg　QW の注釈によれば、シュヴィーツの西側。(QW I/2, S.289)

153 「納屋」*stêdel* = Stadel

154 「穀物」*koren* = Korn

155 「境域内へ」*inrunt etters*　*inrunt* = inront = inner　なお、etter はスイスでよく使われるが、「境域」のことと考えてよい。

156 「取り決め」*sazünge* = satzunge = Festsetzung, Vertrag (QW I/2, S.290)

157 「ごく最近作成され」*ze jungest geschach*

158 「会議が期日に開かれて」*ir hinnan ab dem tage fůrent*　QW の注釈によれば、*hinnan* とはアインジーデルンで開かれた会議のこと。(QW I/2, S.290)

159 「以降」*sid dem male* = sît dem mâle = seitdem

160 「当然のことながら」*als recht was* = mit Recht

161 「非難されることも要求されることもなかった」*nie angesprochen noch gevordrot w(u)rden*　「～も～もない」は *nie... noch...*；*ansprochen* < absprechen（否認する）, anklagen（非難する）；gevordrôt < fordern

162 「立ち入り」*vůren* = fuhren < fahren

163 「さらに襲撃をかけて」*dü sid hein*　*dü sid* = da nach = danach; *hein* = heim < heimsuchen

164 「度を超す振る舞いをなした」*ubertriben vrevenlich*

165 「修道院長ハインリヒ」*apt Heinriche*　ハインリヒ 2 世（在位 1280－99 年）のこと。(QW I/2, S.290)

166 「レーゲンエック」*Regenegge* = Regenegg　QW の注釈によれば、下イーベルク(Unter-Iberg)の北西側、Spitalberg の南側。(QW I/2, S.290)

167 「鷹の飼育」*habchzucht*　*habch* = habech = Habicht

168 「拘束された者、捕らえられた者」*die gebunden und gevangen*

169 「連れ帰った」*fůrton* = führten

170 「地下室」*kelre* = Keller

171 「見つけ、あるいは欲した」*funden oder wolton* < finden oder wollen

172 「アルプ」*Albe* = Alp

173 「狭い橋」*steg* = stëc, stëg = schmale brücke

174 「満たす」*tekene* = tacke, decken

175 「伐採」*howen* = hauen

176 「薪」*musellan* = müsel, musel = Scheit (QW I/2, S.291)

177 「打ち砕いて」*zerhüwen* = zerhouwen = zerhauen

178 「戦時」*urlügen* = urliuge = Krieg

179 「以外」*usrent* = ausserhalb

180 「グロッセ」*Grosse* = Groß　QW の注釈によれば、アインジーデルンの南側。(QW I/2, S.291)

181 「フェッフィコン」*Pfeffinkon* = Pfäffikon　QW の注釈によれば、チューリヒ湖畔。(QW I/2, S.291)

182 「資材」*gůtte* = Gut

［本稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）課題番号 16K03110（基盤研究(C)(一般) 代表者：田中俊之）による研究成果の一部である。］